

第1回 滑川町下水道事業審議会

令和6年7月31日（水）午前10時
滑川町役場 中会議室

目次

1. 審議会開催の目的	P1
2. 下水道の役割	P3
3. 滑川町の下水道と下水道使用料	P6
4. 事業の現状分析	P10
5. 滑川町下水道事業経営戦略	P16
6. 適切な下水道使用料の在り方	P21

1. 審議会開催の目的

滑川町下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下水道使用料について審議会に意見を求めるため、当審議会を開催します。

諮問事項と諮問の趣旨

下水道事業を取り巻く、
厳しい経営状況

- ・ **既存施設の維持管理**や
老朽化に伴う更新
- ・ 電気料金や流域下水道維持管理
負担金の改定、物価上昇に伴う
諸経費の増加による**維持管理費
の増加**
- ・ 節水思考により水需要は
将来減少傾向になることが、
予想される。



下水道事業を
**将来にわたって安定的に経営し、
経営健全化を図る**ために、

下水道使用料の改定

について諮問します。

2. 下水道の役割

一般的に飲料水等を上水といいます。
これに対して、家庭や工場から出る汚水と雨水を総称して下水といいます。

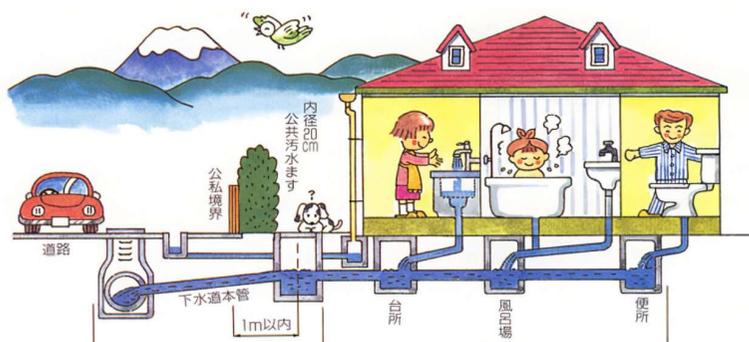
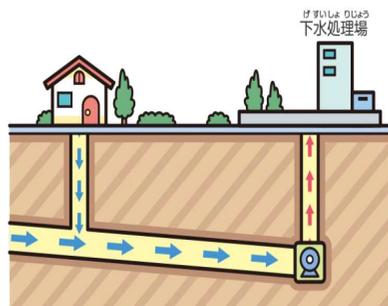
下水道とは



下水道整備の目的

昭和30年代、高度経済成長や人口・産業の都市集中により、公衆衛生が悪化し、河川や海などの水質汚濁が急速に進みました。

このため、昭和45年に下水道法が改正され、公共用水域の水質保全が目的に加わりました。



下水道・雨水

都市浸水の防除

降った雨を素早く排除して、
浸水から街を守る

下水道・汚水

生活環境の改善

トイレの水洗化と生活排水の
処理で街を綺麗にする

公共用水域の水質保全

川や海を綺麗にして生態系を
守る

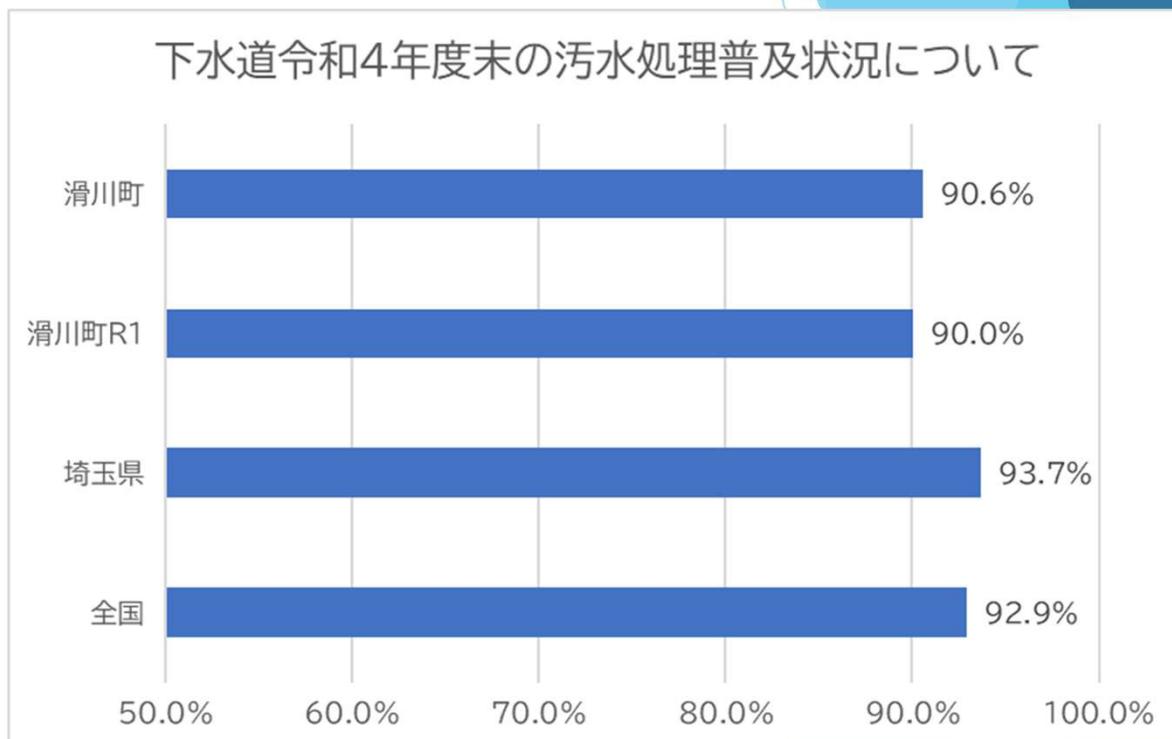
3. 滑川町の下水道と下水道使用料

滑川町の汚水処理状況

滑川町では、**公共下水道**と農業集落排水、浄化槽で汚水を処理しております。

滑川町の、令和4年度末の**汚水処理人口普及率**（公共下水道、農業集落排水、浄化槽を使用している割合）は**90.6%**でした。令和元年度に比べ、人口増加と合わせて0.6ポイント増加しております。

全国平均や埼玉県平均と比較して、令和4年度末で3%ほど低い数値ですが、滑川町の場合、公共下水道事業と農業集落排水事業の新規面整備はほぼ完了し、浄化槽事業の普及も今後は小規模のため、大幅な汚水処理普及は見込めないと考えております。

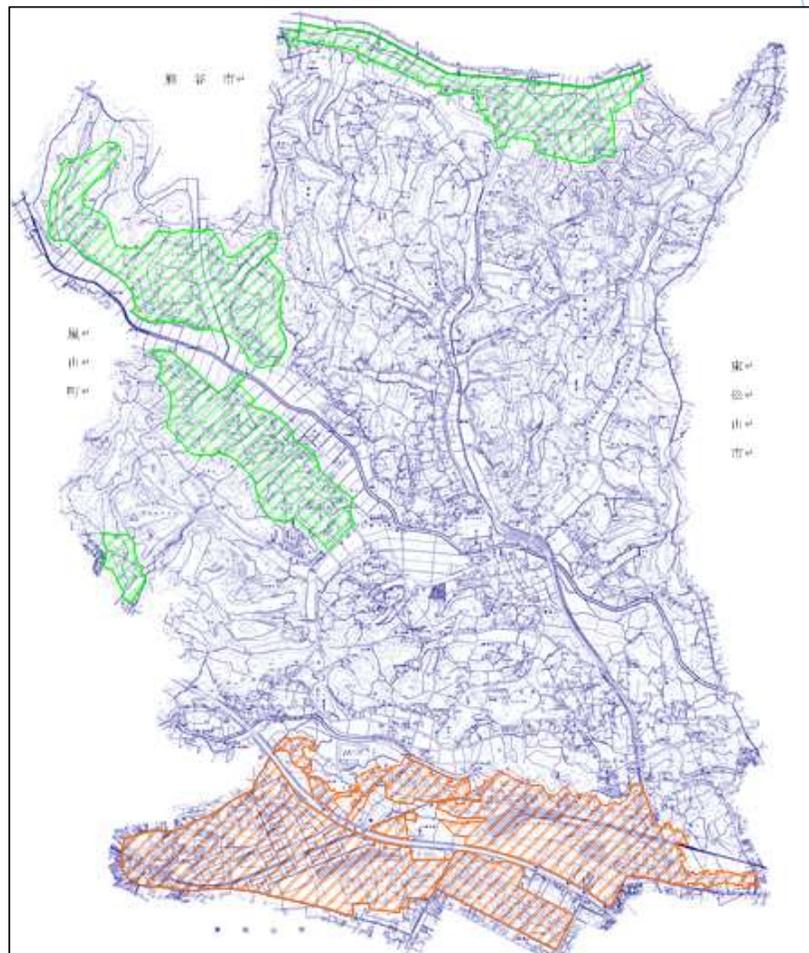


滑川町の下水道

滑川町では、まちづくりの一部として平成元年から汚水を排水するための下水道を整備しています。

- ・ **分流式** 汚水と雨水を別の管で流す方式
- ・ **全体計画** **511ha**
- ・ **処理済面積（公共・農集）** **337ha**
- ・ **処理済面積（浄化槽）** **2457ha**

滑川町生活排水処理区域図



 公共下水道認可区域

 農業集落排水処理施設整備事業認可区域

上記区域以外は、浄化槽整備区域

滑川町の下水道

(公共・農集)

- ・料金徴収区分は一般汚水のみ
- ・**基本使用料に従量使用料**を加算する
二部使用料制
- ・汚水排除料の増加に応じて使用料が高くなる累進使用料制

(浄化槽)

- ・**設置浄化槽ごとに徴収**する
- ・別途**汚泥引き抜き料**が発生

公共・農集

使用料体系の概要・考え方	基本料金(税抜)	排除汚水量20立方メートルまで	1,000円
	超過料金(税抜)	10立方メートルを超え20立方メートルまで	130円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	150円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	170円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	190円
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	210円
		200立方メートルを超え500立方メートルまで	230円
		500立方メートルを超えるもの	260円

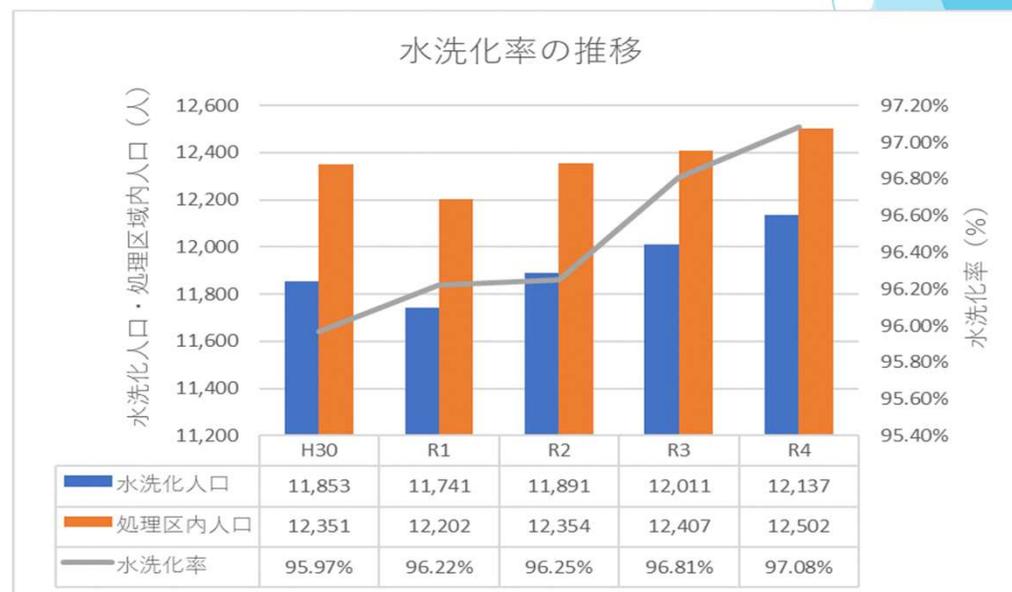
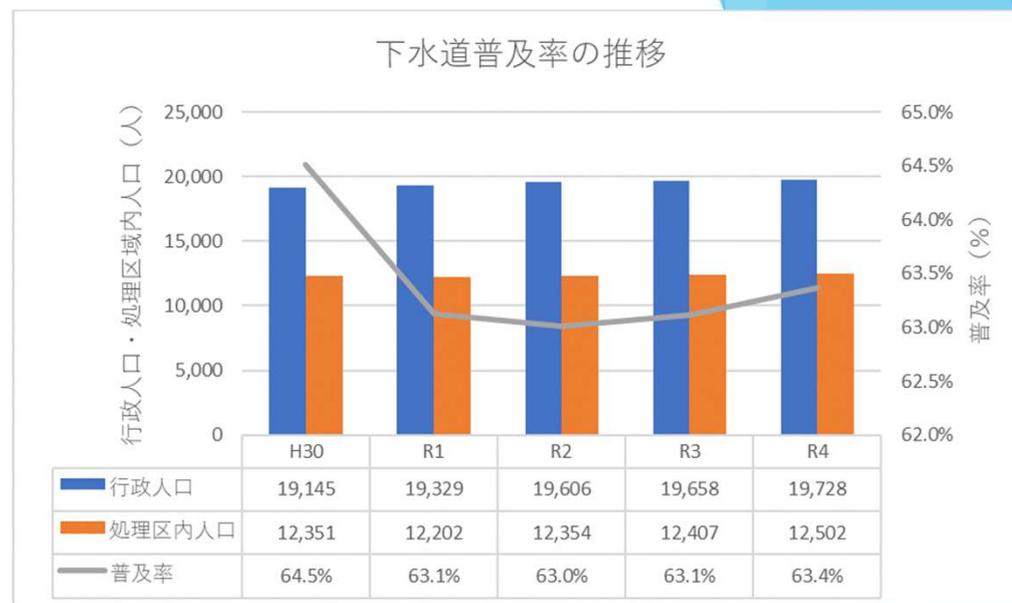
浄化槽

使用料体系の概要・考え方	人槽	月額使用料	随時使用料(汚泥引き抜き料) 通常年1回
	5人槽	3,000円	くみ取り汚泥10リットルにつき95円
	7人槽		
	10人槽		

4. 事業の現状分析

人口の推移

- **処理区内人口**
公共下水道と農業集落排水、浄化槽の人口
- **下水道普及率 (%)**
= 処理区内人口 ÷ 行政人口
- **水洗化人口**
公共下水道と農業集落排水、浄化槽の人口
- **水洗化率 (%)**
= 水洗化人口 ÷ 処理区内人口



総処理水量と有収水量の動向

- **総処理水量**

下水道処理場へ流入した汚水の総人口

- **有収水量**

下水処理場へ流入した汚水のうち、下水道使用料の徴収の対象となった水量

- **有収率 (%)**

= 有収水量 ÷ 総処理水量



建設改良事業と維持管理費

実施計画に基づいて事業を実施するため、**建設改良事業費**は年度によるばらつきがありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業は、大規模な工事は令和元年度以降はなく、今後は維持管理費や老朽化施設の更新になります。

(建設改良費は公共と農業集落排水のみ)

近年も污水整備面積は、小規模ですが新設工事の実施もあり、過去5年間で微増しております。

維持管理費は、約2億円から2.5億円の間で推移しています。

* 今回の使用料改定対象事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業のため以降は当該2事業の集計とさせていただきます。

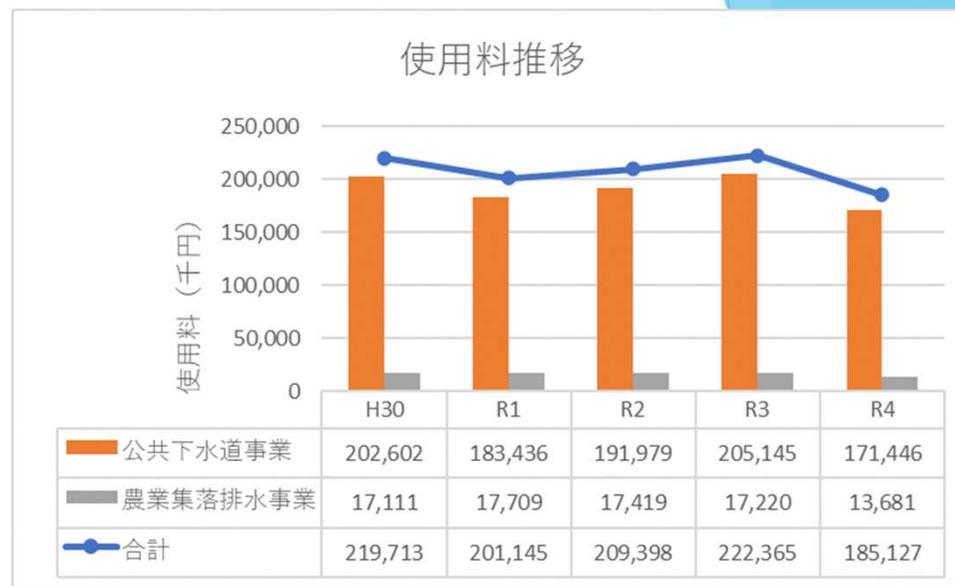


使用料収入

使用料収入は増加傾向です。

処理区内人口の増加に伴い、令和3年度まで徐々に増加しております。

* 令和4年度は、公営企業会計移行に伴う、打切り決算処理により減少。



一般会計からの繰入金

滑川町下水道事業は、令和5年度から経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的に公営企業会計に移行しました。

今後の公営企業会計移行後は**一般会計との間で経費負担区分が適正**であることが求められます。

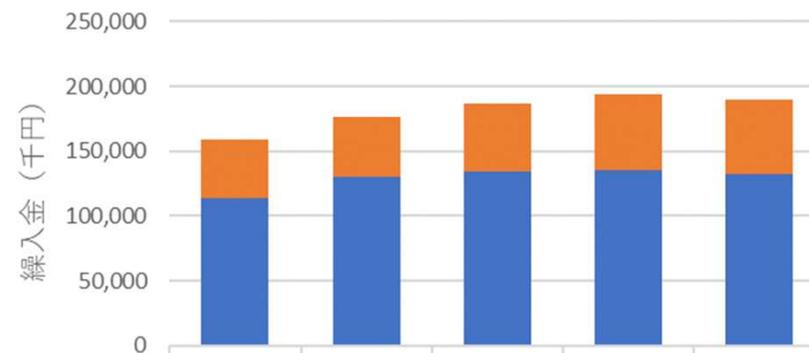
経費負担区分は、総務省の繰出基準に基づいて整理します。

- ・ 基準内
 - ・ 雨水処理に要する経費
 - ・ 高度処理費
 - ・ 高資本対策経費 等
- ・ 基準外
 - ・ 上記に該当しないもの

* 将来、滑川町では「高資本対策経費」の基準内繰入金は受けなくなる

基準外繰入金の補填分を将来は使用料で賄うことが必要になる。

繰入金の推移



「雨水公費・汚水私費の原則」

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。

2. 汚水に係る経費 = 下水道使用料

汚水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「**受益者負担の原則**」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料**で賄う。

5. 滑川町下水道事業経営戦略

経営戦略は滑川町の下水道事業における中長期的な経営計画で、計画期間は令和2025（令和7）年度4月から2034（令和16）年度までの10年間です。
滑川町では、経営計画に基づいて事業を進めています。

経営戦略の基本方針

- 1 流域関連公共下水道の推進
- 2 良好な水環境の保全や快適な生活環境を創出
- 3 農業用水域の水質保全と農業環境の向上
- 4 浄化槽の事業区域の拡大
- 5 下水道事業運営の安定化

1 流域関連公共下水道の推進

「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき、事業認可計画区域の下水道整備を継続して推進し、適正で計画的な整備に努めます。また、要望保全的管理を計画的に行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化に努めます。

2 良好な水環境の保全や快適な生活環境を創出

「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき生活排水対策を計画的に進めています。同プランに基づき下水道全体計画区域内の整備を進めるとともに、啓発活動により普及率と水洗化率の向上に努めます。

3 農業用水域の水質保全と農業環境の向上

「第5次滑川町総合振興計画 基本構想・後期基本計画 2021-2025」及び「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき、農業集落排水の適正な維持管理に取り組みます。

4 公共浄化槽事業の推進

「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき、公共浄化槽新規設置を推進していきます。また、設置基数増加に伴い、適正な維持管理に取り組みます。

5 下水道事業運営の安定化

今後の事業運営の経営方針の在り方を検討し、適切かつ効率的な事業選択により下水道事業運営の安定化に努めます。また公営企業会計移行に伴い、適正な使用料の算定を行い、経営基盤を強化していきます。

経営戦略については、次回審議会で説明させていただきます。

6. 適切な下水道使用料の在り方

令和5年度から公営企業会計に移行をしましたが、今後改築・更新費の増大等が予想され、経営状況が厳しくなることが予想されます。経営戦略に基づいて事業を継続して運営していくため、現状を検証しました。

公営企業会計移行後の下水道事業の基本的な考え方

滑川町は令和5年度から公営企業会計へ移行しましたが、今後以下の状況を踏まえ経営していく必要があります。

1) 独立採算制の原則

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とするが、以下の点で公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつある。

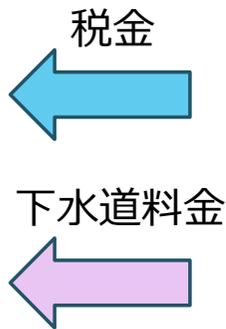
- ・人口減少等に伴う料金収入の減少（滑川町は現状例外）
- ・少子高齢化による交通需要、医療需要の変化
- ・施設等の老朽化に伴う更新需要の増大
- ・大量退職等に伴う職員数の減少
- ・制度改革に伴う影響

2) 一般会計の厳しさ

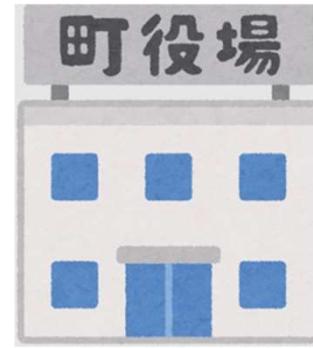
経費負担原則に基づき、繰出金を負担している一般会計についても、今後、社会保障関係経費などの増大が見込まれ、厳しい財政状況にある。

特別会計から企業会計（独立採算）へ移行後のイメージ

令和4年度まで・・・特別会計



令和5年度から・・・企業会計



一般会計	歳入	・・・円
		・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円
		・・・円

下水道料金

繰入金

一般会計	歳入	・・・円
		・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円
		・・・円
下水道	歳入	・・・円
		・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円
		・・・円

繰入金

- ①少子高齢化
⇒下水道収入減
- ②施設老朽化
⇒更新費用負担増
- ③町・国の財政悪化
⇒一般会計側の負担が
できなくなる

別の経理に分離して
経営状況を見ることに

下水道	歳入	・・・円
		・・・円
		・・・円
	歳出	・・・円
		・・・円
		・・・円

貸借対照表

損益計算書

1年毎のお金の帳尻が合えば良しとされ、“経営”感覚なし。
決算書からは経営状況が見えにくい状態。

下水道事業が一企業の様に利益や事業継続
を問われる。見える化“経営”感覚が必要 になった。

総括原価方式の考え方

1) ラーメン屋の場合



販売価格				
光熱費	家賃	材料費	人件費	利益

2) 水道事業



水道料金				
光熱費	工事費	企業債償還	人件費	利益

3) 下水道事業（令和4年度まで）



下水道料金				繰入金
光熱費	工事費	企業債償還	人件費	赤字

赤字は繰入金で補填されていたが、令和5年度以降は、企業会計となり、**独立採算の原則が適用されるため、繰入金を減らすことが必要**（水道事業と同じ考えが求められる）

今後の下水道経営に必要なこと

前頁の記載を踏まえ、今後の下水道事業の経営に必要なことは以下の事項があげられます。

- ① 単独事業として黒字経営ができるか
- ② 繰入金に依存しない経営
- ③ 下水道使用料で経費を賄える状態か

下水道事業を
将来にわたって安定的に経営し、経営健全化を図るために、

下水道使用料の改定

について諮問いたしますので、審議をお願いいたします。